

稚内市スポーツ合宿誘致推進連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、稚内市スポーツ合宿誘致推進連絡協議会（以下「協議会」）という。

(目 的)

第2条 協議会は、稚内市において実施されるスポーツ合宿を誘致し、スポーツの振興と地域の活性化を目指して、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 合宿誘致に関すること。
- (2) 合宿に係る諸団体との連絡調整に関すること。
- (3) 合宿実施団体に対する補助に関すること。
- (4) その他第2条の目的達成に関し必要なこと。

(組 織)

第4条 協議会は、市内のスポーツ団体、関係団体等によって組織する。

(役 員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 若干名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監 事 2 名
- 2 会長以下役員は委員の互選とする。
 - 3 会長は、協議会を代表し、事業を統括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 理事は、事業を執行する。
 - 6 監事は、会計を監査し、協議会の会議において報告する。
 - 7 会長、副会長及び監事を相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

第6条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の役員については、2年とする。ただし、欠員により新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、再任することを妨げないものとする。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は最高決議機関であり、毎年年度当初に招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に招集することができる。

- (1) 総会は、会長が招集し、議長となる。

(2) 総会は、役員の過半数の出席をもって成立する。

(3) 議事の議決は出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

3 理事会は総会に次ぐ決議機関で、会長が必要と認めたとき招集する。

(1) 理事会は、会長が招集し、議長となる。

(2) 理事会は、出席役員をもって成立する。

(3) 議事の議決は出席役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を若干名置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、一般財団法人稚内市体育協会に置く。

(会計)

第10条 協議会の業務に要する経費は、補助金、負担金その他をもって充てる。

2 協議会の事業年度は、毎年4月1日（協議会が設立されたときは、当該設立された日）から翌年3月31日までとする。

(規約の改正)

第11条 この規約を変更する場合は、協議会総会の承認を得なければならない。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

1. この規約は、協議会の設立の日（平成22年4月28日）から施行する。

2. 設立時の役員の任期は、第6条第1項第2号の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3. この規約は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。